平成２３年（フ）第２７４号
福井市順化２丁目22番４号　イトービル301号
債務者　木原　峰夫
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
福井市下江守町第９号10番地４
債務者　藤井　芳郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
福井県坂井市丸岡町霞町１丁目57番地１
債務者　佐藤　元良
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
福井市日之出４丁目13番２号
債務者　水野　政之
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市上暮地１丁目８番２―204号
債務者　三木　智子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長野県茅野市中大塩10番地69
債務者　佐藤　正英
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２２７７号
愛知県北名古屋市沖村佐渡18番地　フィガロハウス105号
債務者　賀山　道美（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７８号
名古屋市西区南堀越１丁目９番６号
債務者　山田　貴子（旧姓甲斐谷）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８号
三重県四日市市西日野町1602番地13
債務者　一ノ木千壽
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
三重県四日市市桜台１丁目34番地６
債務者　高尾　和利
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
三重県四日市市桜台１丁目34番地６
債務者　高尾　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
三重県四日市市西松本町15番１号　メゾン山中Ｃ―124
債務者　目取真　悟
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
三重県四日市市垂坂新町175番地、前住所三重県四日市市東坂部町1048番地３
債務者　岡　由美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
三重県桑名市赤尾台５丁目27番地４
債務者　柴田　善次
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
三重県四日市市川北１丁目14番20号
債務者　前田真理子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
兵庫県相生市古池本町13番３号
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０２号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目83番地
債務者　木庭　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６９号
兵庫県高砂市中筋２丁目11番31号
債務者　塚本樹里こと塚本朱りこと塚本珠りこと　塚本　樹理
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部